

## 1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会 建設経済常任委員会]

平成29年3月3日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第24号 太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第25号 太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第26号 太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第27号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	上 疆 議員	副委員長	宮原伸一 議員
委員	橋本健 議員	委員	村山弘行 議員
〃	入江寿 議員	〃	堺 剛 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

建設経済部長	井浦真須己	上下水道部長	今村巧児
観光推進担当部長 兼観光経済課長 併農業委員会事務局長	藤田 彰	上下水道課長	古賀良平
都市計画課長	木村昌春	施設課長	谷崎一郎
建設課長	山口辰男		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	山浦百合子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は、本会議において当委員会に付託されました条例の一部を改正する条例5件、補正予算2件、合計7議案の審査を行います。

審査の順序は、お手元に配付しております日程の順とします。

直ちに審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

○委員長（上 疆委員） 日程第1、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） おはようございます。

議案第24号から議案第27号まで一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第26号「太宰府都市計画門前特別用途地区条例の一部を改正する条例」並びに議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本市の都市計画マスタープランの上位計画であります福岡県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる福岡県都市計画区域マスタープランが平成29年1月24日に改定されましたことに伴い、改正を行うものでございます。

福岡県は、区域マスタープランを改定するに当たりまして、都市圏の構造を広域的、重層的な圏域と捉えまして、交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しており、都市における生活や産業といったさまざまな活動は1つの市町村内のみにとどまらず、さまざまな都市との連携により行われているとし、圏域を福岡都市圏、北九州都市圏、筑豊都市圏、筑後都市圏の4つの都市圏を位置づけ、都市計画区域の統合を行っております。これまで太宰府都市計画は本市のみで決定されておりましたが、今回の改定による都市計画の統合が行われたことにより、本市の都市計画の名称が変更になったものでございます。

なお、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例」につきまし

ては、県の区域マスタープランの改定に伴うもののほか、国の屋外広告物ガイドラインの変更に伴いまして改正を行うものでございます。これまで屋外広告物の所有者や管理者の管理責任が曖昧であったため、屋外広告物の所有者の管理責任を明確にしたものでございます。

最後に、議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例」つきましてご説明をさせていただきます。

これまで、都市計画審議会委員が本来の職を離れた場合の任期を明確に定めておりませんでしたので、残任期間を明確に規定したものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。

委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） もう一回教えてください。都市圏は、福岡、北九州、筑後、もう一圈。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 福岡都市圏、北九州都市圏、筑豊都市圏、筑後都市圏でございます。

以上でございます。

○委員（村山弘行委員） ありがとうございます。

○委員長（上 疆委員） ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 議案第25号なんですが、新旧対照表の55ページを見たほうがわかりやすいと思うんで、これでちょっと質問したいと思うんですが。現行は、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。これだけになっていまして、今回の改正案は、第1項、第2項、第3項までということで、ただいま説明がありましたように、任期中にその職を離れたときには、委員の職を失うものとするというのが追加をされておまして、あと第2項、第3項もお読みいただいたらわかると思うんですが、実際にこういうケースが発生したのかどうか。発生したからこういうふうに変更をするんだということなのか。理由はどういう理由でこういうふうにしたのか、お尋ねします。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今、新規の都市計画委員に就任していただいているんですが、前回、議会の議員でございました方が、選挙が一度行われましてまた議員に当選されたわけなんです。都市計画審議会の委員の任期については、途中で選挙があったとしてもまだ任期中であったという事実がございましたので、1回、議員の任期が終わった時点で都市計画審議会の

委員の職も終了させていただかないといけないということで、こういう規定を設けさせたものでございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

○委員（橋本 健委員） はい、いいです。

○委員長（上 疆委員） ほかにございませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 済みません。私のほうは議案第24号の件で、今、お示しいただいている区域の件でちょっとお伺いしておきたいと思いますが、通古賀、吉松、国分、観世音寺は歴史的風致維持向上という、これなっておりますが、今後どういう形で計画を考えてらっしゃるのか、そのあたり、方向性をお示しいただければと思いますけれども。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 内容については変更はございませんので、県の都市計画区域マスタープランが、それぞれの市の都市計画がございます。この地区計画についても太宰府市の都市計画でございますけれども、その頭に県の区域の名称を新たに加えないといけないという方針がございますので、それを加えただけでございますので、内容については変わるものではございません。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

○委員（堺 剛委員） はい。

○委員長（上 疆委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） じゃあ、質疑はないですね。

これで質疑を終わります。

まず、議案第24号「太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分〉

○委員長（上 疆委員） 次に、議案第25号「太宰府市都市計画審議会条例の一部を改正する条

例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時09分〉

○委員長(上 疆委員) 次に、議案第26号「太宰府都市計画門前町特別用途地区条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時09分〉

○委員長(上 疆委員) 次に、議案第27号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第27号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第28号 太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（上 疆委員） 日程第5、議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（古賀良平） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

条例改正新旧対照表をお持ちだと思いますけれども、61ページになります。一番後ろのページになります。よろしく願いいたします。

今回の改正は、先ほど都市計画課長がご説明をいたしましたように、都市計画区域の名称が太宰府都市計画から福岡広域都市計画に変更になったことに伴うものでございます。今回、福岡県が都市計画区域の統合を行いまして、それに伴い、太宰府都市計画区域は区域統合によりまして福岡広域都市計画区域になったことにより、改正を行うものでございます。今回は名称のみの変更で、内容の変更はございません。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（上 疆委員） 予算書に行きます。

日程第6、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行います。

また、執行部におかれましては、補正の補足説明を順次していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目についてはあわせて説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書12、13ページを開いてください。

6款2項1目林業振興費の県治山林道協会負担金について、補足説明をお願いします。

観光推進担当部長兼観光経済課長併農業委員会事務局長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長併農業委員会事務局長（藤田 彰） 補正予算書12、13ページの6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、270林業振興費、19負担金、補助及び交付金、県治山林道協会負担金22万円の増額について説明をいたします。

県治山林道協会につきましては、治山、林道等、森林土木事業の拡充強化を図り、国土保全の完璧を期し、森林資源の維持造成及び林業経営の合理化に資することを目的といたしております。本負担金につきましては、福岡県により施工されております北谷、石坂、大佐野における治山事業（1000の5）及び市の施工による四王寺林道の改良工事（1000分の4）の工事設計額に基づき計算された額を協会に会費として納めるものでございます。平成27年度から施工されております北谷、石坂、大佐野の治山工事1期に続きまして、平成28年度は2期工事が施工されておるところでございます。治山事業の施工の目的は山林の崩落を防ぐことであり、防災の観点からも、本事業については市から県へ毎年要望を行って事業を実施していただいているところでございます。

今回の補正予算につきましては、当初予算の段階では本年度の工事契約額が決定しておらず、協会への会費の負担を概算額45万円で計上しておりましたが、決定後の工事契約額からの計算額66万9,700円が概算額を上まったため、22万円の増額の補正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 石坂はどこあたりですか。

- 委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長併農業委員会事務局長。
- 観光推進担当部長兼観光経済課長併農業委員会事務局長（藤田 彰） 九国博の横の太郎左近社から湯ノ谷北団地の間の山です。そちらのほうの治山事業を行っております。
- 委員長（上 疆委員） いいですか。  
ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（上 疆委員） それでは、次にその下の8款2項2目道路橋梁新設改良費の工事設計監理等委託料について、補足説明をお願いします。  
建設課長。
- 建設課長（山口辰男） 8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費についてご説明申し上げます。  
内容としましては、240道路橋梁新設改良事業費の13節委託料、工事設計監理等委託料として400万円の増額補正でございます。  
本年1月27日付で、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として市内2カ所の踏切が指定を受けたところでございます。この指定を受けますと、指定年度から5年以内に改良を終える必要がございます。JR鹿兒島本線の市の上踏切の改良につきましては、既に事業を実施しているところでございまして、平成31年度完了を予定しております。西鉄天神大牟田線の下大利14号踏切につきましては、新規の改良事業となります。社会資本整備総合交付金を活用して事業を行うためには、本年5月中までに事業計画を立て、平成30年度の概算要望を行う必要がありますことから、そのための予備設計に係る費用として補正をお願いするものでございます。  
説明は以上でございます。  
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
- 委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。  
質疑を行います。  
質疑はございませんか。  
堺委員。
- 委員（堺 剛委員） 先ほどご説明があった2カ所の点は非常にわかったんですが、今後、うち二十数カ所の該当の中で、これはちょっと一般質問で詳しく聞こうと思っていたんで余り言わないんですけども、大体市としてはどういうふうな方向性でご検討していくお考えなのか、そのあたりちょっとお聞かせください。
- 委員長（上 疆委員） 建設課長。
- 建設課長（山口辰男） 現在、国土交通省におきまして、踏切安全通行カルテで全国1,479カ所が公表されておきまして、そのカルテの中に太宰府市は一応3カ所入っております、今回、法指定で2カ所が指定されたところでございます。その他、所管のほうとして、指定を受ける

かもしれないという、いわゆる号数に該当する可能性がある踏切としましては、3カ所ないし4カ所、多くて5カ所程度を一応想定をしておるところです。

踏切道の改良につきましては、相当の期間及び費用を要するものでございますので、想像しつつ、前もって対応できるように構えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 全く初歩的な質問ですけれども、自治体は、うちの場合、今回400万円じゃけれども、事業主体というか、JRだとか西鉄は全く金を出さないで、もちろん主体はJRだったり西鉄だったりすれば、下大利の14号踏切の場合、西鉄が出すけれども自治体もある程度出すということなのか、事業体は全く、企業は出さないのか。そこちょっと、非常に初歩的やけれども。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 今のご質問でございますけれども、踏切道の改良になりますときは、基本、自治体がほぼ100%負担、鉄道事業者さんの負担はほぼ発生しないということになっております。この分についてはかなりの負担がありますので、また市長会等を通じて、今後また要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） これはちょっと余談ですけれども、鉄道軌道整備法というのがありまして、これはJRに限らず鉄道敷地内における天災だ地震だと、災害の復旧は全部事業者がやるようになっているんです。国有林だろうが何だろうが、そこから土砂が線路に落ちてきたら、全部事業者がするようになっている。こういう場合は自治体が金を出すように。俺もどっちも言いにくいけれども、JR出身ということもあるけれども、言いにくいけれども、自治体にばっか出せと言ったら、じゃあその分JRというたら、あんた議会で要らんこと言うたと言われるからあれやけれども、例えばJR、西鉄もそうだけれども、事業主がなくていいという条件があるんですね。それは、3年間の経営が赤字、それから1年間の経営の収支よりもその事故の復旧金額が高いとか、そういう場合は国なりが復旧作業をするけれども、通常はほとんど事業主がするように、鉄道軌道整備法があって、それを緩和しようという、今動きが少しあっているんだけど、こういう場合は自治体が全部出すということに、今回答がありましたから、そういうように理解はしますけれども。少し矛盾しとる。でも、あなたたちに言うても始まんことやけれども。

○委員長（上 疆委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） この改正踏切道改良促進法は、実は条文の中には第9条に使用負担を鉄道事業者と道路事業者で協議をしてやりなさいということが書いてありますけれども、今までの踏切改良工事については、基本的に道路に関するものについては市のほうでさせてい

ただいて、遮断機とか警報器、いろいろな踏切に付随する保安設備については鉄道事業者が持つということで、実施してきた経緯があるみたいですので、私ども少ない予算でというか、限られた予算でさせていただいていますので、今後また協議を、JR九州さんのほうにもちょっとさせていただきながら、西鉄さんもそうですけれども、その辺はこういう法には定められているけれども、今までは協議の中で恐らく決まってきたものがあるでしょうから、そこを踏まえつつ、また新たに協議はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） じゃあ、それでは以上で歳出の審査を終了します。

歳入については、当委員会所管分はございません。

次に、補正予算書4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加分の審査に入ります。

6款2項林道四王寺線改良工事、8款2項交差点信号・照明整備事業、8款2項道路新設改良（防災・安全社会資本整備交付金）事業、8款2項道路新設改良事業、8款2項交通安全施設整備事業、8款2項道路等維持補修事業、8款4項公園改良事業、11款4項緑地等災害復旧事業、以上8件について補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 第2表、繰越明許費補正の追加分につきましてご説明申し上げます。

今回、繰越明許をお願いいたしますのは8件ございますので、順に説明をさせていただきます。

まず、1件目の6款農林水産業費、2項林業費、事業名、林道四王寺線改良事業の1,000万円につきましては、四王寺林道の11カーブ付近と18カーブ付近ののり面改良工事でございます。

繰り越しの理由としましては、文化財の発掘調査や現状変更の協議に不測の日数を要しているため、繰り越しをお願いするものでございます。竣工完了は4月末を見込んでおります。

次に、2件目の8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、交差点信号・照明整備事業の3,812万円につきましては、市道、関屋向佐野線交差点の道路照明設計費として312万円、信号柱設置工事費として3,000万円、道路照明柱設置工事として500万円でございます。

繰り越しの理由としましては、県警本部及び県河川管理者との協議に期間を要することにより、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、3件目の8款土木費、2項道路橋梁費用、事業名、道路新設改良（防災・安全社会資本整備交付金）事業の1,870万円につきましては、太宰府病院入り口のところの銚の浦交差点から五条台に向かう市道五条口線の舗装補修工事でございます。

繰り越しの理由としましては、現在施工中で、昨年12月議会において繰り越しをさせていただきました市道泉水1号線の影響により繰り越しをお願いするものでございます。完了は7月末を見込んでおります。

次に、4件目の8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業の400万円につきましては、先ほど歳出の際にご説明申し上げました西鉄天神・大牟田線、下大利14号踏切の予備設計に係る工事設計監理等委託料でございます。

繰り越しの理由としましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を行うために、本年5月中までに事業計画を立て、平成30年度の概算要望を行う必要がありますことから、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、5件目の8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、交通安全施設整備事業の42万円につきましては、観世音寺一丁目地内のゾーン30の工事でございます。

繰り越しの理由としましては、筑紫野警察署から平成29年度に対応する旨の報告がありましたことから、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、6件目の8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路等維持補修事業の330万3,000円につきましては、内山地区の雨水排水工事でございます。

繰り越しの理由としましては、公共下水道の工事に係る用地の買収にあわせて雨水排水工事を計画しておりましたが、当該用地の確保に不測の日数を要していることから、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、7件目の8款土木費、4項都市計画費、事業名、公園改良事業の206万3,000円につきましては、現在施工中の市道泉水1号線の道路工事に伴う泉水公園の復旧工事費でございます。

まず先に、おわびを申し上げます。本来であれば、昨年12月議会において繰り越しをさせていただきました市道泉水1号線に関連してあわせて繰り越しをお願いすべきものでございましたが、これを漏らしておりましたことから、繰り越しをお願いするものでございます。完了は6月末を見込んでおります。誠に申しわけございませんでした。

最後に、8件目の11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、事業名、緑地等災害復旧事業の1,500万円につきましては、大佐野緑地のり面の災害復旧工事でございます。

繰り越しの理由としましては、9月補正後に設計を実施しておりましたが、その間の大雨により被害が拡大したことや、近隣関係者との工事調整が必要なことから繰り越しをお願いするものでございます。完了は5月末を見込んでおります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) ないですかね。

それでは、第2表、繰越明許費補正追加分の審査を終わります。

以上で議案第29号における当委員会所管分審査を終えますが、補正全般について質疑漏れはございませんか。

○委員(橋本 健委員) 繰越明許費のところいいですかね。

○委員長(上 疆委員) 橋本委員。

○委員(橋本 健委員) 工事完了も一応報告いただいたんですが、内山地区の雨水管排水工事、これはまだ見通しは立たないんですか、いつぐらいまでに完了するとか、その辺の見通しが立ってれば教えていただきたいんです。

○委員長(上 疆委員) 施設課長。

○施設課長(谷崎一郎) こちらの工事に関しては、公共下水道事業で行っている用地買収でございます。用地買収については、昨年から再三交渉をお願いしておりますけれども、いろいろな面でまだ交渉成立しておりません。

見込みとしては、今年の夏までにはお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長(上 疆委員) いいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第29号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第31号 平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

○委員長(上 疆委員) 日程第7、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算

(第1号)について」を議題とします。

黄色の分ですね。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長(古賀良平) それでは、議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

先ほど委員長から言っていただきましたように、下水道事業会計は黄色の表紙になりますので、よろしく願いをいたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

まず、収益的支出、1款2項3目消費税及び地方消費税で549万7,000円を増額いたしております。消費税の納付額は、課税売り上げ等に係る消費税額(預り消費税)から課税仕入れ等に係る消費税額(支払消費税)を差し引いた額を納付することになっております。今年度は、下水道使用料などの課税売り上げ等に係る消費税(預り消費税)は当初予算どおりの見込みとなっておりますが、後からご説明をいたします、次のページにあります資本的支出等におきまして、公共下水道整備費等が減となる見込みとなったため、課税仕入れ等に係る消費税(支払消費税)が減ることに伴いまして、消費税の納付税額が増えることによるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、工事請負費が芝原雨水幹線工事工法の変更及び入札減などによりまして、1款1項1目公共下水道整備費を2億230万3,000円減額し、それに伴いまして、資本的収入の企業債を1億6,070万円、その工事が国庫補助の対象事業でございましたことから、国庫補助金を6,232万円減額いたしております。

なお、その関連で、2ページになりますけれども、起債(企業債)の限度額を1億6,070万円減額いたしまして、3億7,890万円といたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(上 疆委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

橋本委員。

○委員(橋本 健委員) 資本的収支の件なんですが、約2億200万円、これ減額ということで、理由としては雨水管渠工事の工法が変更になったから。ちょっと専門的になるんでわかりませんが、どういう工法からどういう工法に変わったのかという。私が知っているのは、掘削していくシールド工法とか、よくお聞きしておりますが。2億200万円ですからね。

○委員長(上 疆委員) 施設課長。

○施設課長(谷崎一郎) 施設課のほうから説明いたします。

当初の工法は、オープンシールド工法という工法でございました。こちらについては、薬液注入を行い、断面が1 m80cm掛ける2 m70cmの大きさのシールドマシンで管渠を布設する工事でございました。こちらについては、やはり多額な費用がかかるということと、それから狭小地であることのために、再度うちの職員のほうが検討いたしまして、通常の強化プラスチック複合管という1 m10cmから1 mの管を敷設するというので、既設の水路を生かすような工法をとっております。以上の理由で、この分が差額が出てきております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 難しいですね。

もう一度。

上下水道課長。

○上下水道課長（古賀良平） 私、上下水道課長のほうから簡単にご説明差し上げますと、当初は既存の水路を壊して新しい水路をつくるというふうな計画でございましたけれども、流量等の検討をしました結果、既存の水路はそのまま生かして、その横に新たに水路をつくるような形、簡単に言えばです。そういった形になりますので、専門的な工事の分から横につくるような形になりますので、この金額が減額するような形になっております。

以上です。

○委員長（上 疆委員） いいですかね。

○委員（橋本 健委員） はい。

○委員長（上 疆委員） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号「平成28年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時37分〉

○委員長（上 疆委員） 以上で本日の議題は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につ

きましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告及び委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(上 疆委員) これをもちまして建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午前10時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年 5月18日

建設経済常任委員会 委員長 上 疆